## セーフティネットを利用する場合の利率と保証料率一覧表

(単位:%)

				ATA.	セーフテ	ィネット	セーフティネット		
	資 金 名		通	常		.6号	5、7、8号		
			年利率	保証料率	年利率	保証料率	年利率	保証料率	
	一般資金	固定金利	1.95		1.75		1.95		
中	以吴亚	変動金利	1.70	1.55以下	1.50	0.88	1.70	0.76	
小	一般資金	固定金利	1.75	1.001	1.55	0.00	1.75	0.70	
業	(SDGs推進	枠) 変動金利	1.50		1.30		1.50		
小企業振興資金	小規模事業技	辰興資金	1.95	0.45	1.75	0.50	1.95	0.45	
資		小口支援枠	1.75	0.50	1.70	0.50	1.75	0.50	
金	中小企業災害	害復旧資金	1.35	0.00	1.15	0.00	1.35	0.00	
	流動資産担何	呆資金	1.60	0.68	_	_	_	_	
	通常枠(①、	2,4)	1.55	1.55以下	1.35	0.88	1.55	0.76	
4.77	// (③倒	産企業等)	1.00	1.001	1.00	0.50	1.00	0.45	
経	借換枠		1.40	1.55以下	1.40	0.88	1.40	0.76	
一晏	特別改善枠		1.95	1.55以下	1.75	0.88	1.95	0.76	
経営安定資金	ウィズ・ア	フターコロナ枠	1.55	1.15以下	1.55	0.20	1.55	0.20	
金	事業再生枠		1.75	0.20	1.75	0.20	1.75	0.20	
	原油·原材料	等価格高騰対策枠	1.35	1.40以下	_	_	1.35	0.56	
	危機関連枠		所定	0.80以下	_	_	_	_	
	事業革新資金	金	1.30	0.60以下	1.10	0.70	1.30	0.60	
新		賃金水準向上枠	1.00	0.00	1.10	0.00	1.00	0.00	
事	創業支援資金	金	1.30	0.60*	※経営者係	保証を不要と	とする場合は	\$0.80	
<del>美</del>   展		女性·若者支援枠	1.10	0.00*	※経営者係	保証を不要と	とする場合は	\$0.20	
開	事業承継資金	金	1.30	0.00	1.10	0.00	1.30	0.00	
新事業展開資金	再生可能エネ	ルギー産業参入支援資金	1.30	0.00	_	_	1.30	0.00	
312	亜 再生可能エネルギー設備資金		1.30	1.07	_	_	_	_	
賃金	賃金水準向上資金		所定	0.00	_	_	_	_	
中小	中小企業アグリサポート資金		1.55	0.60	_	_	_	_	
再建定		業再生資金	所定	1.20	_	_	_	_	
特別	融資資金再	记支援資金	所定	0.70	_	_	_	_	
					0 = 1 = 0 \	m +/ 1 - + + 1	/C=T70 +++=		

セーフティネット保証は、中小企業信用保険法第2条第5項各号(1 $\sim$ 8号)の適用者に対し、保証限度額の別枠化等を行う制度です。なお1 $\sim$ 4、6号は、保証協会100%の保証割合になります。

### ●取扱金融機関

秋田銀行 北都銀行 青森銀行 みちのく銀行 岩手銀行 東北銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 七十七銀行 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと 商工組合中央金庫

### ●融資制度に関する問い合わせ先

■秋田県 産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王3-1-1(県庁第二庁舎3階) Tel.018-860-2215

■秋田県信用保証協会 https://www.cgc-akita.or.jp/

秋田東営業室 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47(秋田県商工会館2階) Tel.018-863-9016

秋田西営業室

〒010-0923秋田市旭北錦町1-47(秋田県商工会館2階)Tel.018-863-9018大館支所〒017-0897大館市字三の丸90Tel.0186-49-2281能代支所〒016-0817能代市上町6-28Tel.0185-54-2377本荘支所〒015-0821由利本荘市肴町66-4Tel.0184-22-5330

Tel.0187-63-1811

Tel.0182-32-2361

〒014-0051 大仙市大曲浜町2-2

横手・湯沢支所 〒013-0022 横手市四日町2-8

■各地区商工会議所・商工会・商工会連合会・中小企業団体中央会 ■あきた企業活性化センター

http://www.bic-akita.or.jp/

〒010-8572 秋田市山王3-1-1(県庁第二庁舎2階) Tel.018-860-5610

■各地域振興局 総務企画部 地域企画課(各地方総合庁舎内)



(令和6年4月1日現在)

### ◆県融資制度の特徴

県が制度を定め、金融機関が信用保証協会の協力を得て融資を行う、 中小企業のみなさんのための融資制度です

- 信用保証協会の保証を受けることで、資金を円滑に調達できます
- 2 保証料の一部を県が補助することで、利用者の負担を軽減しています
- 3 資金の一部は県が金融機関に預けたもので、各資金を低利率としています

### ◆ご利用いただける方

県内に事業所を有し、原則として1年以上\*事業を営んでいる中小企業者又は組合 (※創業支援資金等については、この限りではありません)

#### 【中小企業者】

資本金・従業員数のうち、いずれかに該当する方です ※ただし、次の業種については以下のとおりです

業種	資本金又は出資金	従業員
小 売 業	5千万円以下	50人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

業種	資本金又は出資金	従業員	
ゴム製造業(注)	3億円以下	900人以下	
ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
旅館業	5千万円以下	200人以下	

注:ゴム製造業については、一部例外があります

### 【特定非営利活動法人】

常時使用する従業員の数が次の要件を満たす方(雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません)

業種	従業員
製 造 業	300人以下
卸売業、サービス業	100人以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下

※小規模事業振興資金小口支援枠、創業支援資金(女性・若者支援 枠を含む)、再建企業特別融資資金を除いて原則全ての資金が利 用可能です

### 【組合】

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、 酒造組合、内航海運組合 など



秋田は がんばる中小企業を 応援してるど!

秋田県中小企業応援キャラクター がんばっけさん

秋田県 産業労働部 産業政策課



### 資金の種類

#### 目的や状況に応じた8つの資金を用意しています

#### 企業者が融資を受ける目的や状況

#### 資金名

一般的な事業資金が必要なとき、小規模企業者の方で事業資金が必要 なとき、災害被害の復旧に資金を必要とするとき

中小企業振興資金

4.5

農林水産業分野に取り組むために、事業資金を必要とするとき

中小企業アグリサポート資金 4.5頁

民事再生法・会社更生法による事業の再建、新たな事業への再チャレ ンジのために事業資金を必要とするとき

再建企業特別融資資金 4.5頁

売上の減少等経営状況が厳しい方、専門家の支援を受けながら事業革新などに 取り組む方等であって、経営の安定を図るために事業資金を必要とするとき

圣営安定資金 6.7頁

新たな事業分野への挑戦、新規の開業・独立・分社化、事業承継、再生可能 🗅 エネルギー発電事業への参入などのために事業資金を必要とするとき

新事業展開資金 6.7.8.9頁

生産性向上や規模拡大により、賃金水準の向上に取り組むために、長し 期安定的な事業資金を必要とするとき

中小企業組合及び組合員事業の近代化、合理化など経営改善又は海外 貿易の促進のために事業資金を必要とするとき

**賃金水準向上資金** 10・11頁

工場等を新増設する、又は空き工場等を活用して事業を行うため、用

□

中小企業組織融資資金 10・11頁

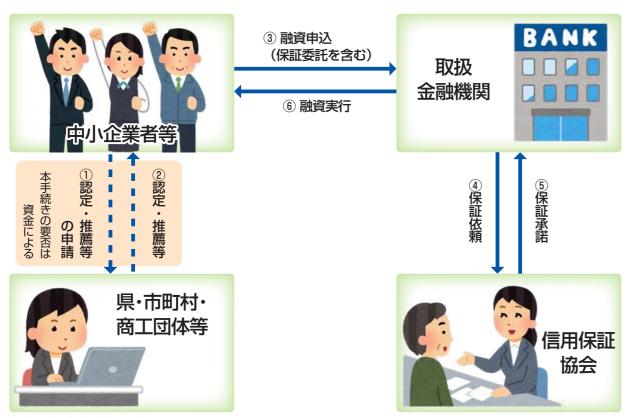
地及び設備の取得等の資金を必要とするとき

企業立地促進資金 10.11頁

4ページから11ページ上部の賃金水準向上資金までが信用保証協会の保証付き間接融資、10、11ページ下部がそ の他の間接融資です。詳しくは12ページ記載の「制度融資に関する問い合わせ先」にお問い合わせください

### 申し込みの流れ

融資が実行されるまでの手順については、イラストの①~⑥の順に行われますが、取扱金 融機関と信用保証協会による審査がありますので、事前にご相談されることをお勧めします。 融資を希望される方は、取扱金融機関(詳しくは12ページを参照) にお申し込みください。 また、資金によっては、県知事や市町村長、商工会議所・商工会・中小企業団体中央会等 の認定・推薦等を必要とする場合がありますので、各機関にご相談ください。



### 保証制度について

#### 信用保証協会と保証料

信用保証協会は、中小企業者のみなさんが金融機関から受ける融資を保証することで、 資金繰りの円滑化を図るために設立された公的機関です。

中小企業者のみなさんが、保証を受けたときは信用保証協会に保証料を支払いますが、 保証料は融資額に対する経営状況に応じた保証料率等で計算されます。

#### 保証料補助について

大部分の資金について、県の保証料補助(最大1.90%)及び秋田県信用保証協会の協 力により保証料を軽減しています。

また、利子補給や保証料に対する補助を独自に行っている市町村があります。軽減内 容については、実施している各市町村や金融機関等にお問い合わせください。

#### セーフティネット保証

経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保 証限度額とは別枠で保証を行う制度です。認定の内容により1~8号まで分かれており、市 町村長の認定(※)を受ける必要があります。

※セーフティネット保証の認定については、事業所の所在地を管轄する市町村で行っておりますので、詳しくは各 市町村の商工担当窓口にお問い合わせください。

### ・事業者選択型経営者保証非提供制度について

保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択することができます。

#### ご利用いただける方

次の(1)~(5)をすべて満たす法人

法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

- (1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役 員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えてい ないこと
- (3)次のいずれかを満たすこと
  - ①直前決算において債務超過でない
  - ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
  - ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
  - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬 等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

#### 対象となる資金

すべての資金が対象です。

(制度上、経営者保証を不要としている資金及び中小企業アグリサポート資金を除く)

#### 保証料率

対象要件		直前決算において債務超過でない	直前決算において債務超過である		
申込日の直前2期の決算のいずれた減価償却前経常利益が赤字でない	いにおいて、	所定保証料率+0.25%	所定保証料率 <b>+0.45%</b> (対象外)		
申込日の直前2期の決算のいずれた減価償却前経常利益が赤字である	いにおいて、	所定保証料率+0.45%			
法人設立後2事業年度の決算がない	١	財務要件を問わず所別	定保証料率+0.45%		

☆印の資金は、責任共有制度(保証割合:信用保証協会80%、金融機関20%)の対象外です

道	資 金 名	融資対象者	資金用途	限度額 (百万円)	年利率	保証料率	貸付期間 (年)	据置期間 (年)	担保	保証人/備考
	固定金利変動金利	県内で1年以上事業を営んでいる方			固定1.95% 変動1.70%		設備10 運転 7 設備15 運転10			
	一般 資金 SDGs 推進枠	上記資金を利用する方で、次のいずれかの認定又は登録を受けている方経済産業省認定:健康経営優良法人厚生労働省認定:えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール県認定:秋田県SDGsパートナー、秋田県版健康経営優良法人、えるぼしチャレンジ企業その他:国や地方自治体の表彰制度等		100	上記利率から 0.20%減	1.55%以下	连#A T U	設備 2 運転 1	必要に応じて	
小企業振興資金	小規模事業振興資金	県内で1年以上事業を営み、次のいずれかに該当する方 ①従業員数が20人(商業又はサービス業は5人。ただし、宿泊業、娯楽業は 20人)以下で、特定事業を行う ②事業協同小組合で特定事業を行うこと、又はその組合員の3分の2以上が特 定事業を行う ③特定事業を行う企業組合で組合員数が20人以下 ④特定事業を行う協業組合で従業員数が20人以下		20	1.95%	0.45%	設備10 運転 7	設備 2 運転 1	必要に応じて	必要に応じて 小規模事業振興資金 の申込先は、商工会 議所・商工会
	小口支援枠 ☆	※特定事業とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する事業 上記①~⑤を満たし、かつ、次の事項に該当する方 既存の保証協会保証付き融資残高(根保証・当座貸越等は限度額)との合計で、 20百万円以内となるもの	_		1.75%	0.50%			原則不要	
F	中小企業災害復旧資金	災害によって被災した方 (市町村発行の罹災証明書又は公的機関発行の罹災証明書に準じる被害証明書等が必要)		30	1.35%	なし	10	1	原則不要	
	流動資産担保資金	金 県内で1年以上事業を営み、売掛債権や棚卸資産を保有する方		100	1.60%	0.68%	1	_	必 要 (在庫、売掛債権のみ)	不要
小企	業アグリサポート資金	県内において事業を営む中小企業者(個人事業主を除く)で農林水産業を行っ ている方、又はその計画を有する方	設 備運 転	25	1.55%	0.60%	10	3	必要に応じて	原則として代表者 (事業者選択型非提供制度対
	事業再生資金 ☆	次の①~④のいずれにも該当する方 ①次の(1)又は(2)のいずれかに該当する (1)再生事件又は更生事件が係属している (2)民事再生法第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた ②再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない ③金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な 見通しが認められる ④償還が見込まれる	設 備 運 転	200	金融機関所定	1.20%	10	_	必要に応じて	必要に応じて 再起支援資金の限
再建企業持引融資資金	再起支援資金☆	次の①及び②に該当し、かつ、③(1)~(3)のいずれかに該当する方 ①過去に自ら営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有する方、 又は過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社 の業務を執行する役員だった方 ②上記事業廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前に本資金の申込みを行う ③(1)事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業を開始しようとする具体的 計画を有している又は事業開始後、5年を経過していない (2)事業を営んでいない個人が、県内で新たに会社を設立しようとする具体的 計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない (3)事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を 設立し、当該事業開始後、5年を経過していない		35	金融機関所定	0.70%	10	2	不 要	特定文援員並の限 額は、創業支援資 (女性・若者支援枠 含む)と合わせた額 不動産取得費は設 資金の対象外

☆印の資金は、責任共有制度(保証割合:信用保証協会80%、金融機関20%)の対象外です

資	資金用证	融資効象者	金							
		県内で 1 年以上事業を営み、次のいずれかに該当する方 ①直近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している ②直前決算において赤字を計上 ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有している ④破綻金融機関と取引のある者として特定中小企業者の認定を受けた								
	ル	既存の中小企業振興資金(中小企業災害復旧資金特別枠)、経営安定資金(緊急経済対策枠、新型コロナウイルス感染症対策枠、危機関連枠(新型コロナウイルス感染症対策枠、危機関連枠(新型コロナウイルス感染症対応)、危機対策枠、危機対策特別枠又は借換枠)を利用した金融債務の残高があり、適切な事業計画を有している方								
4		再生計画等に取り組み、次のいずれかの推薦を受けた方 ①商工会議所、商工会連合会又はあきた企業活性化センター ②中小企業活性化協議会								
経営安定資金が対対対対象	る 1る 1る 1る 1る	(1)1) 原近1か月間の元上局総利益率が削牛向月と比較して5%以上減少している								
Ī	業	私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画等の計画に従って事業 再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方								
原流価格	おが									
危	を	経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等に際し、経営の安定に支障を 生じていることについて市町村長の認定を受けた方								
原流価格	る はる はる る る :業	回直近決算の売上高総利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している (V)最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少している (V)最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少している (V)直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画等の計画に従って事業 再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方   県内で1年以上事業を営み、製品等原価のうち主な原油・原材料等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方   経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等に際し、経営の安定に支障を								

80 対象④は 別枠50 1.55%以下 10 2	
280       1.40%       1.55%以下       10       1       商工会議所・の確認等が必要に応じて	·商工会
対象①は 50 対象②は 80 1.95% 1.55%以下 12 3	
対象①②は 0.20% 対象③は 1.15%以下   10   5	色除対応 場合は法 連帯保証
280 1.75% 0.20% 15 5	
40 1.35% 1.40%以下 10 2 必要に応じて	
280 金融機関所定 0.80%以下 10 2 必要に応じて	

新事業展開資金	再生可能エネルギー 産業参入支援資金	再生可能エネルギー発電設備を設置する方、又は同設備に関連する事業を行う方	設備運転
開資金	再生可能エネルギー 設備資金	再生可能エネルギー発電設備を設置し、主として発電事業を行う者として、秋 田県知事の認定を受けた方	設備

280	1.30%	なし	15	3	・・・必要に応じて	必要に応じて
200	1.30%	1.07%	15	3	必安に心して	必安に心して

☆印の資金は、責任共有制度(保証割合:信用保証協会80%、金融機関20%)の対象外です

資 金 名 融 資 対 象 者		資金用途	限度額 (百万円)	年利率	保証料率	貸付期間 (年)	据置期間 (年)	担保	保証人/備考	
	事業革新資金	県内で1年以上事業を営み(⑥~⑩を除く)、次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会から認定等を受けている方 ①「事業転換・多角化」「新市場進出」「海外進出」を行う ②中小企業等経営強化法に基づく計画等の承認を受け、実施する ③あきた企業活性化センターが行う所定の事業の認定・採択を受けた ④商店街活性化の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改装等を行う ⑤地域観光振興計画に基づく事業を行う ⑥特許法に基づく特許技術を有し、その実用化のための事業を行う ⑦所定の研究機関で共同開発した技術・製品の実用化等のための事業を行う ⑧農商工等連携促進法に基づく計画等の認定を受け、実施する ⑨「環境調和型産業集積支援事業」の認定を受け、当該事業を行う ⑩異なる二者以上の企業者が連携して事業を行う		100 対象®は 200 対象®は 50	1.30%	0.60%以下	10	3	必要に応じて	必要に応じて 商工会議所・商工会 の確認等が必要
	賃金水準向上村	上記①に該当し、賃金水準向上計画を策定する方		200		なし				
新事業	創業支援資金 ☆	次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業を開始しようとする具体的計画を有している又は事業開始後、5年を経過していない ②事業を営んでいない個人が、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない ③会社が事業を継続しつつ、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない ④事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始後、5年を経過していない 【経営者保証を不要とする国の全国統一制度対象資金】 ⑤ ②~④に該当する方 (税務申告 1 期末終了の場合、創業資金の 1 / 10以上の自己資金を要する)	設 備 運 転 (不動産取得 資金を除く)	<b>35</b> % 1	1.30% (創業塾等修了者・ 移住後3年以内は 1.10%)	0.60% (対象⑤は 0.80%)	10	3 (対象⑤は 1年※2)	不要	必要に応じて 創業支援資金⑤及び 女性・若者支援枠② は不要 商工会議所・商工会 の確認等が必要
展開資金	女性・若者 支援枠 ☆	①上記①~④のいずれかに該当する女性及び35歳未満の方 【経営者保証を不要とする国の全国統一制度対象資金】 ②上記⑤に該当する女性及び35歳未満の方	_	<b>25</b> * 1	1.10%	なし (対象②は 0.20%)		3 (対象②は 1年※2)		せた額 ※2 金融機関のプロパー融資の利 用がある場合は据置期間3年以内
	事業承継資金	①下記要件に該当するとして、商工会等の推薦を受けた方 (1)破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始又は金融機 関の取引停止処分が発生した企業から事業の全部又は一部の譲渡を受けて 当該事業を行う者 (2)事業の全部又は一部を取りやめる企業から事業の全部又は一部の譲渡を受 けて当該事業を行う者 (3)事業承継により従業員等が代表となった法人(新代表が旧代表の三親等以 内の親族である場合を除く) ②経営承継円滑化法第12条第1項各号の規定による秋田県知事の認定を受けた方	設 備 運 転	100 対象②は 200	1.30% (事業引継ぎ 支援センター 支援案件等は 1.10%)	なし	10	3	必要に応じて	必要に応じて 対象②のうち、同法 第12条第1項第1 号ハは不要 商工会議所・商工会 の確認等が必要
	経営者保証 特別枠 (国の全国統一 制度対象資金	①次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方 (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業 承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法 人であって、事業承継日から3年を経過していない法人 (3)下記ア〜エまでに定める全ての要件を満たしている法人 ア. 資産超過である イ. EBITDA有利子負債倍率が15倍以内である ウ. 法人・個人の分離がなされている エ. 返済緩和している借入金がない ②経営者円滑化法第12条第1項第1号二の規定による秋田県知事の認定を受 けており、かつ、上記ウ及び工を満たしている法人	旧 債 海 ※3 設 職 転 ※4 (対象②は旧 債返済のみ)	200 対象②は 別枠200	1.30% (経営者保証 コーディネー ターの確認が ある場合は 1.10%)	なし	10	1	必要に応じて	不要  申込は、既に与信取引 のある金融機関に限定  ※3 対象①(1)又は②は、個人保 証を提供している既往借入金の返済 資金、対象①(2)は、事業承継前に おける個人保証を提供している既往 借入金の返済資金が対象  ※4 対象①が、個人保証を提供している既往借入金を借換えに加えて 利用可能であり、設備資金又は運転 資金のみでの利用は不可

8



# 郑四県部資制度一覧4)

☆印の資金は、責任共有制度(保証割合:信用保証協会80%、金融機関20%)の対象外です

資 金 名		資金用途							
	いずれかに該当	県内で1年以上事業を営み、直近の決算において、次の表の純資産総額のいずれかに該当し、①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を満たし、かつ賃金水準向上計画を策定する企業(「会社」に限る)							
	純資産額	Į	5,000万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上				
賃金水準向上資金	①自己資本比率	いずれか	20%以上	20%以上	15%以上	設備			
(中小企業特定社債保証)	②純資産倍率	1項目	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	運転			
	③使用総資本 事業利益率	1 > <del></del> 40 4 >	10%以上	10%以上	5%以上				
	④インタレスト・ 1項目 カバレッジ・ レーシオ		2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上				

限度額 (百万円)	年利率	保証料率	貸付期間 (年)	据置期間	担保	保証人/備考
560	金融機関所定	なし	<b>7</b> (期日一括)	_	原則として、保証金額が 2億円を超える場合は 担保が必要	不要

資 金 名	融資対象者	資金用途
中小企業組織融資資金	中小企業組合(中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に 関する法律又は商店街振興組合法に基づいて組織されたもの) 及びその組合員	設 備 運 転
企業立地促進資金	次の1、2又は3に該当する企業で、資本の額又は出資の総額が1千万円以上の企業(中小企業要件はありません)  1 日本標準産業分類(平成25年10月30日総務省告示)に掲げる以下の業種に属する次のいずれかの企業(カッコ内は産業分類番号) ①誘致企業であって、誘致決定後、原則として3年以内に工場等を建設するもの。 ②地場企業であって、当資金に係る事業により雇用者数が増加するもの。 製造業(大分類E)、ソフトウェア業(391)、倉庫業(47)、デザイン業(7261)、機械設計業(7431)、梱包業(484)、商品検査業(7441)、電気業(331)、機械等修理業(901、902)、産業用設備洗浄業(9292)、ガス製造工場(3411)、産業用機械器具賃貸業(7021)、熱供給業(351)、その他知事が必要と認めた業種  2 県工業団地を取得する(した)次のいずれかの企業①県外企業であって、操業開始後1年以内に従業員10人以上で、工場集積の拡大を促進できるもの。 ②地場企業であって、当該融資に係る事業により雇用者数が増加するもの。  3 賃金水準向上計画を策定する企業給与支給総額及び初任給年率2.0%増を3年以上実施するための計画を策定し、取扱金融機関の確認を受けたもの。	工場等の新増設、又は 空き工場等を活用にの 事業を行うご備のの充 でで設備に での投 での投 での投 でのででで でのででで でのででで でのでででで でのでででで でのでででで でのでででで でのでででで でのででででで でのでででで でのでででで でのでででで でのでででで でのでででで でのでででで でのでででで でのででで でのででで でのででで でのででで でのででで でのででで でのででで でのででで でのででで でのでででで でのででで でのででで でのででで でのででで でのででで でのでで でのでで でのでで でのでで ででで ででで ででで ででで ででで ででで ででで ででで ででで ででで で

(信用保証協会の保証付き融資以外の間接融資)

	(信用保証協会の保証付き融資以外の間接融資									
	限度額 (百万円)	年利率	貸付期間 (年)	据置期間 (年)	担保	保証人/備考				
	組合 500組合員 20		設備10 運転 7	-	取扱金融 機関の定め による	保証人は取扱金融機関の定めによる 取扱金融機関は 商工組合中央金庫				
般	10億円 (空き工場等を活用して事業を行うものについては5億円)を上限として、投下固定資産額の50%まで ※要件充足で限度額を投下固定資産額の60% (10億円以内、空き工場等活用は5億円以内)とする上乗せあり									
先端/輸送機/アグリ/電気業/賃金水準向上	10億円(空き工場等を活用して事業を行うものについては5億円)を上限として、投下固定資産額の60%まで ※要件充足で限度額を投下固定資産額の70%(10億円以内、空き工場等活用は5億円以内)とする上乗せあり	1.00% (輸送機、ア グリ、電金水 業、賃金水 準 の.90%)	15	2	取扱金融 機関の定め による	保証人は取扱金融機関の定めによる 取扱金融機関は 秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合				

0 11